

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

区分	収入金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	円	円	円
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）			
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配			
割引債の償還差益			
その他			
計			

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額	配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は $\frac{(15)+(16)}{2}$ (マイナスの場合は0)	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける所得税額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
			20	21	
		.	円	円	
		.			
		.			
		.			
		.			
		.			
		計			

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

控除前所得金額 <small>(別表四「39の①」)-(別表七(二)「9」又は「21」)</small>		1	円	所得金額控除限度額 <small>(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$</small>	2	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 <small>(当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額</small>	翌期繰越額 <small>(3)-(4)又は(別表七(三)「15」)</small>	3	5
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失		円	円			
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						円
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
計						
当期	欠損金額 <small>(別表四「48の①」)</small>		欠損金の繰戻し額			
分	災害損失金					
	青色欠損金					
	合計					
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日			
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産 <small>(固定資産に準ずる繰越資産を含む。)</small>	計 ①+②			
	①	②	③			
当期の欠損金額 <small>(別表四「48の①」)</small>	6					円
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	7				円
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8				
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9				
	計 (7)+(8)+(9)	10				
保険金又は損害賠償金等の額	11					
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12					
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13					
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14					
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 <small>((6の③)と((13の③)-(14の③))のうち少ない金額)</small>	15					
繰越控除の対象となる損失の額 <small>((6の③)と((12の③)-(14の③))のうち少ない金額)</small>	16					

別表七(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事 業 年 度	法人名
---------	-----

別表八(一) 令三・四・一以後終了事業年度分

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合					基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合					
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)					完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)					
1					14					
関 連 法 人 株 式 等 の 計 算	受 取 配 当 等 の 額 (34の計)				受 取 配 当 等 の 額 (34の計)				2	15
	当期に支払う負債利子等の額				当期に支払う負債利子等の額				3	16
	連結法人に支払う負債利子等の額				国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額				4	17
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「27」のうち多い金額)又は(別表十七(二)「32」と別表十七(三)「17」のうち多い金額)				超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)				5	18
	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)				計 (16) - (17) + (18)				6	19
	(3) - (4) - (5) + (6)				平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額				7	20
	総 資 産 価 額 (29の計)				同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額				8	21
	期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)				負債利子控除割合 (21) (20) (小数点以下3位未満切捨て)				9	22
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7) × (9) / (8)				受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)				10	23
	その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)					その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)				
11					24					
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)					非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)					
12					25					
受取配当等の益金不算入額 (1) + (2) - (10) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)					受取配当等の益金不算入額 (14) + (15) - (23) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)					
13					26					
当年度実績による場合の総資産価額等の計算										
区 分		総資産の帳簿価額		連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等		総 資 産 価 額 (27) - (28)		期末関連法人株式等の帳簿価額		
		27		28		29		30		
前 期 末 現 在 額		円		円		円		円		
当 期 末 現 在 額										
計										
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細										
完 全 子 法 人 株 式 等	法 人 名		本店の所在地		受取配当等の額の計算期間		受 取 配 当 等 の 額			
							31			
							円			
計										
関 連 法 人 株 式 等	法 人 名		本店の所在地		受取配当等の額の計算期間		保有割合		受取配当等の額	
									32	
									円	
計								円		
そ の 他 株 式 等	法 人 名		本店の所在地		受取配当等の額		左のうち益金の額に算入される金額		益金不算入の対象となる金額 (32) - (33)	
					35		36		37	
					円		円		円	
計										
非 支 配 目 的 株 式 等	法 人 名 又 は 銘 柄		本店の所在地		基準日		保有割合		受取配当等の額	
					38		39		40	
									41	
計								円		
								円		
								円		
計								円		

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十一(一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

債務者	住所又は所在地	1						計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()		
	個別評価の事由	3	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当		
	同上の発生時期	4		
	当期繰入額	5	円	円	円	円		円
繰入限度額	個別評価金銭債権の額	6						
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6)のうち担保権の実行による取立て等の見込額	8						
	(6)のうち他の者の保証による取立て等の見込額	9						
	(6)のうちその他による取立て等の見込額	10						
	(8)+(9)+(10)	11						
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12						
	(6)-(7)-(11)-(12)	13						
	令第96条第1項第1号該当 (13)	14						円
	令第96条第1項第2号該当 (13)	15						
	令第96条第1項第3号該当 (13)×50%	16						
令第96条第1項第4号該当 (13)×50%	17							
繰入限度超過額 (5)-((14)、(15)、(16)又は(17))	18							
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細等額の	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 (6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の(5)と(14)、(15)、(16)又は(17)のうち少ない金額)	19						
	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20						
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21						
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れとなった場合のその貸倒れとなった金額	22						
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評価の対象となった場合のその対象となった金額	23						
(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額	24							

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十一(一)の二 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期繰入額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円
繰入限度額の計算	2	円	(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10	
繰入限度額の計算	3	円	前貸倒れには前3年内事業年度における損失の額(設立は連結事業年度である場合)	11	
繰入限度額の計算	4	円	令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12	
繰入限度額の計算	5	円	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	13	
繰入限度額の計算	6	円	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	14	
繰入限度額の計算	7	円	益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	15	
繰入限度額の計算	8	円	貸倒れによる損失の額等の合計額(11)+(12)+(13)-(14)	16	
繰入限度額の計算		円	(15) × $\frac{12}{\text{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}}$	17	
繰入限度額の計算		円	貸倒実績率 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)		

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上の貸倒れが認められる額	個別評価の対象となつた債権等及び併合等による債権等の額	法第52条第1項第9号に規定する債権等の額	連結完全支那人の債権等に対する額	期末一括評価金銭債権の額 (18)+(19)-(20)-(21)-(22)-(23)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (24)-(25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債権からの控除割合 $\frac{(28)}{(27)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	29	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28	円	実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30	円

寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業度	法人名
----	----	-----

別表十四(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	1	円	損金算入限度額の計算	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	指定寄附金等の金額 (41の計)	1			同上以外のみなし寄附金額	26		
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			その他の寄附金額	27		
	その他の寄附金額	3			計	28		
	計 (1)+(2)+(3)	4			(25)+(26)+(27)			
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			所得金額仮計	29		
	計 (4)+(5)	6			寄附金支出前所得金額 (28)+(29)	30		
	所得金額仮計 (別表四「25の①」+「26の①」)	7			同上の20又は50相当額	31		
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8			〔 $\frac{50}{100}$ 相当額が年200万円に満たない場合 (当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)は、年200万円〕			
	同上の2.5又は1.25相当額	9			公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	32		
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10			長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 ((25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33		
	同上の月数換算額 $(10) \times \frac{12}{100}$	11			損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は((31)と(33)のうち多い金額)	34		
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12			指定寄附金等の金額 (41の計)	35		
一般寄附金の損金算入限度額 $((9)+(12)) \times \frac{1}{4}$	13		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36				
特例金定率算入益寄附増進法の人の特等別算に損	14		(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	37				
寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{6.25}{100}$	14		損金のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(34)-(35)	38				
期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 $(11) \times \frac{3.75}{1,000}$	15		国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	39				
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $((14)+(15)) \times \frac{1}{2}$	16		完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	40				
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17		計 (38)+(39)					
指定寄附金等の金額 (1)	18							
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	19							
損金のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(19)又は(13)-(17)-(18)	20							
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(19)又は(13)-(17)-(18)	21							
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22							
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23							
計 (21)+(22)+(23)	24							

指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額
				41
				円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
				42
				円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円